

宮城県認知症介護基礎研修事業者指定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県認知症介護実践者等養成研修事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）第2の1の規定により、認知症介護基礎研修（以下「研修事業」という。）を実施する者（以下「研修事業者」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 宮城県知事（以下「知事」という。）は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。

(1) 研修事業者に関する要件

- ① 研修事業者は、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ② 研修事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ③ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 研修事業内容に関する要件

- ① 事業実施要綱及びこの要領に定める内容に従い、研修事業を実施すること。
- ② 研修事業は、原則としてeラーニングにより行うものとし、研修事業にかかる全てのシステムの運用管理は申請者が行うものであること。
なお、対応の準備等の観点からeラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なオンラインによる講義・演習とすることができるものとする。
- ③ 研修カリキュラムは、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）の1エに基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとする。かつ研修教材は、申請者が独自に開発したものであること。
- ④ 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。

(3) 研修受講者に関する要件

- ① 研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした運営規程等を定めていること。
 - イ 研修事業の目的
 - ロ 研修事業の名称
 - ハ 研修事業の対象者
 - ニ 研修修了の認定方法
 - ホ 受講手続

へ 受講料等受講に際し必要な費用の額

ト その他研修事業の実施に必要なこと

- ② 研修受講者に関する研修の受講等の状況を確実に把握し保存すること。
- ③ 研修科目を全て受講した者を研修修了者とし、研修修了者に対して、厚生労働省老健局計画課長通知に定める別紙2（1）により、修了証書を交付すること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 他の都道府県知事（市町村長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 知事または他の都道府県知事（市町村長を含む。）により、次の研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - ① 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき指定を受けた認知症介護実践研修事業者
- (4) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」
 - ③ 宮城県暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団員等」
 - ④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
 - ⑤ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者。

（指定の申請）

第3条 申請者は、申請書（様式第1号）及び次の各号に定める添付書類を提出すること。

- (1) 運営規程等（第2条第1項第3号①を満たすもの）
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 法人登記簿の履歴事項全部証明書
- (4) 申請者の概要及び資産状況
- (5) 申請者の前年度の決算書

- (6) 指定申請を行う当該年度の研修事業の収支予算及び概ね向こう2年間の財政計画
- (7) 研修シラバス
- (8) 指定に係る研修事業の研修カリキュラム
- (9) 研修事業に係るeラーニングシステムの概要
- (10) 誓約書
- (11) その他知事が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 知事は、第2条の規定により、法人の指定を行ったときは、様式第2号により通知する。

2 知事は、法人の指定を行ったとき、次の項目について公表する。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 指定年月日
- (3) 実施する研修事業の名称

(変更の届け等)

第5条 研修事業者として指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、次の各号に定める事項に変更があった場合は、様式第3号により、速やかに届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 代表者の氏名、住所及び職名
- (4) 運営規程等
- (5) 定款その他の基本約款

2 変更が前項第1号から第3号に関するものである場合は、法人登記簿の履歴事項全部証明書、その他指定要件に関するものである場合は変更後の内容について示すものを添付しなければならない。

(廃止等の申出)

第6条 指定法人が研修事業を廃止又は休止しようとするときは、様式第4号により、事業年度末から起算して3か月以上前に知事に申し出を行い、その承認を得なければならない。なお、原則、事業年度途中での廃止又は休止は認めないものとする。

(調査及び指導等)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、指定法人に対して、以下のことを求めることができる。

- (1) 研修事業の実施状況を調査するための報告や関係書類の提出
- (2) 指定法人の事務所及び研修実施場所等への立入検査

2 知事は、研修事業の実施状況等について適当でないと判断した場合、改善を指導又は指示し、若しくは命じることができる。

3 前項の指導等にも関わらず改善されない場合は、研修事業の中止を命じることができる。

(指定の取り消し)

第8条 知事は、指定法人が次のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 第2条第2項の要件に該当したとき。
- (3) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (4) 故意に虚偽の内容を報告したとき。
- (5) 研修の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。
- (6) 指定法人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (7) 前条第3項の規定に基づく中止の命令に正当な理由なく従わなかったとき。

2 知事は、指定法人の指定を取り消したときは、第4条第2項に準じて公表を行う。

(受講者の募集及び決定の手続)

第9条 指定法人は、次の各号の定めにより受講者を募集し決定する。

- (1) 受講者の募集は、知事の指定後公募により行い決定する。
- (2) 指定法人は、次に掲げる項目を明示して受講者を募集し、受講者の決定を行うこととする。
 - ① 日程
 - ② 研修受講対象者
 - ③ 受講料等研修に必要な費用
 - ④ 申込方法
 - ⑤ 修了条件
 - ⑥ 受講決定方法
 - ⑦ eラーニングシステムにかかる内容
 - ⑧ 研修実施主体
 - ⑨ 申込・問い合わせ先
 - ⑩ 個人情報の取扱い
 - ⑪ その他研修に関する重要事項

(事業に関する報告)

第10条 指定法人は、毎事業年度終了後1か月以内に、当該年度の事業実績報告書(様式第5号)及び収支決算書を、知事に提出しなければならない。

2 指定法人は、毎事業年度終了後1か月以内に次に掲げる事項を記載した修了者名簿を知事に提出しなければならない。

- (1) 研修修了者の氏名、生年月日、所属法人の名称及び住所並びに所属事業所の名称、住所及び事業所電話番号
- (2) 修了年月日

(3) 修了証書番号 (受講者 ID)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

なお、この要領による改正前の要領により指定を受けた者は、改正後の要領により指定を受けたものとみなす。